公認会計士に求められる社会的役割

富山大学
2016年12月21日

公認会計士・監査審査会
常勤委員
松井　隆幸

構成

I.　公認会計士とは
II.　資本市場を支える監査業務
III.　拡大する公認会計士の活躍領域
IV.　公認会計士になるには
おわりに

Ⅰ　公認会計士とは

1. 公認会計士の使命
2. 公認会計士の業務
3. 公認会計士の適格性
4. 公認会計士の独立性

Ⅰ-1　公認会計士の使命

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」

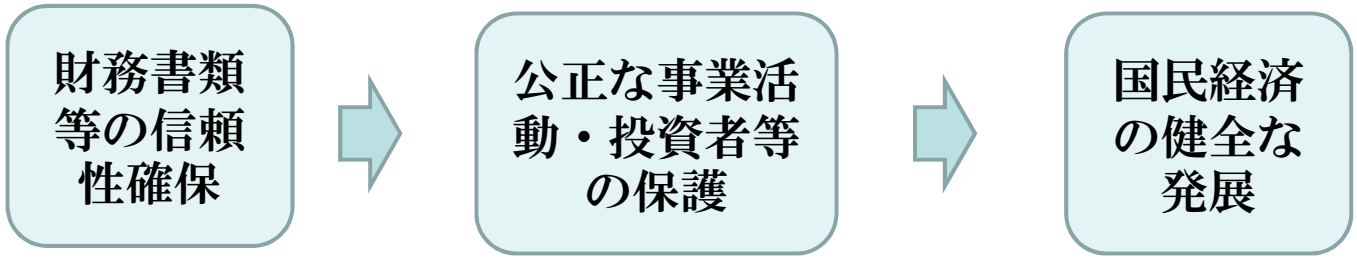

Ⅰ-2　公認会計士の業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査または証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
  - この業務を通して投資者等を保護し、国民経済の発展に寄与することが使命です。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

Ⅰ-2　公認会計士の業務

- 金融商品取引法では、有価証券届出書（目論見書）や有価証券報告書、四半期報告書において、財務諸表（計算書類）の開示を求めています。
  - 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。EDINETには、金融庁のホームページからアクセスできます。
- そこで開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）
  - 四半期財務諸表に対する監査証明は、四半期レビューとよばれています。

Ⅰ-2　公認会計士の業務

- 加えて、財務情報の作成プロセスの管理状況について報告する内部統制報告書に対しても、公認会計士または監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第2項）

- 会社法も、会社法上の大会社や監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社は、計算書類について、会計監査人の監査を受けるように求めています。
  - 会計監査人は、公認会計士又は監査法人であることが求められています。（第337条）
- 金融商品取引法や会社法に基づく財務諸表（計算書類）の監査は、公認会計士の独占業務になっています。

Ⅰ-3　公認会計士の適格性

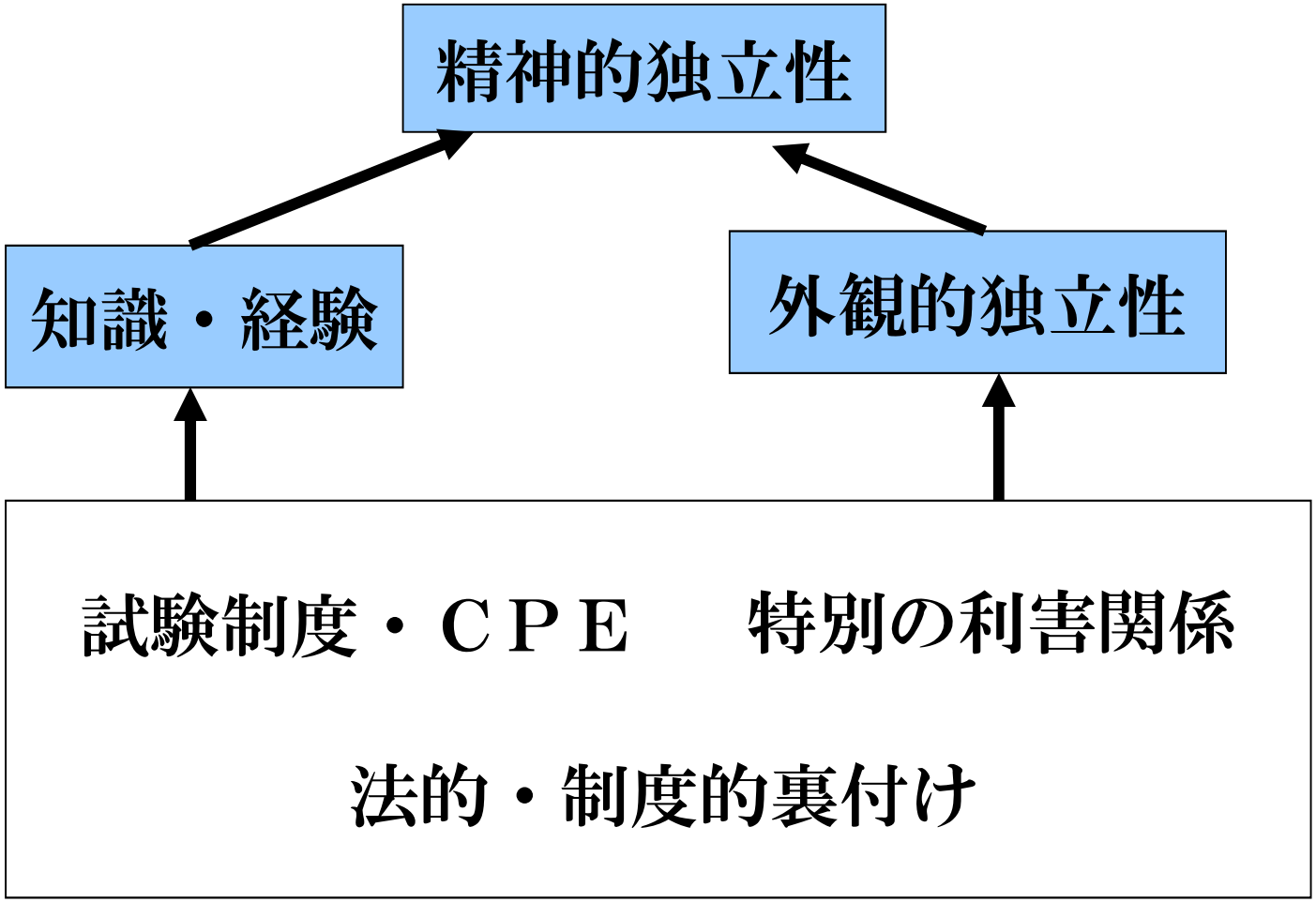

Ⅰ-3　公認会計士の適格性

- 　スライド６・７のような監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができなければなりません。（精神的独立性）
- 　そのため、監査の実施者は、会計や監査および関連する諸領域に関する相当の専門的知識と実務経験を備えている必要があります。
- 　そこで、金融商品取引法や会社法では、公認会計士試験に合格し、実務経験・実務補習を経て修了考査に合格した公認会計士のみに監査業務を認めているのです。
  - 　試験制度については、Ⅳで説明します。

Ⅰ-3　公認会計士の適格性

- 　加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場の変化、株式会社等の大規模化や複雑化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 　公認会計士は、これらの変化に対応して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- 　そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。（継続的専門研修制度：Continuing Professional Education）。

Ⅰ-4　公認会計士の独立性

財務諸表の監査の構図

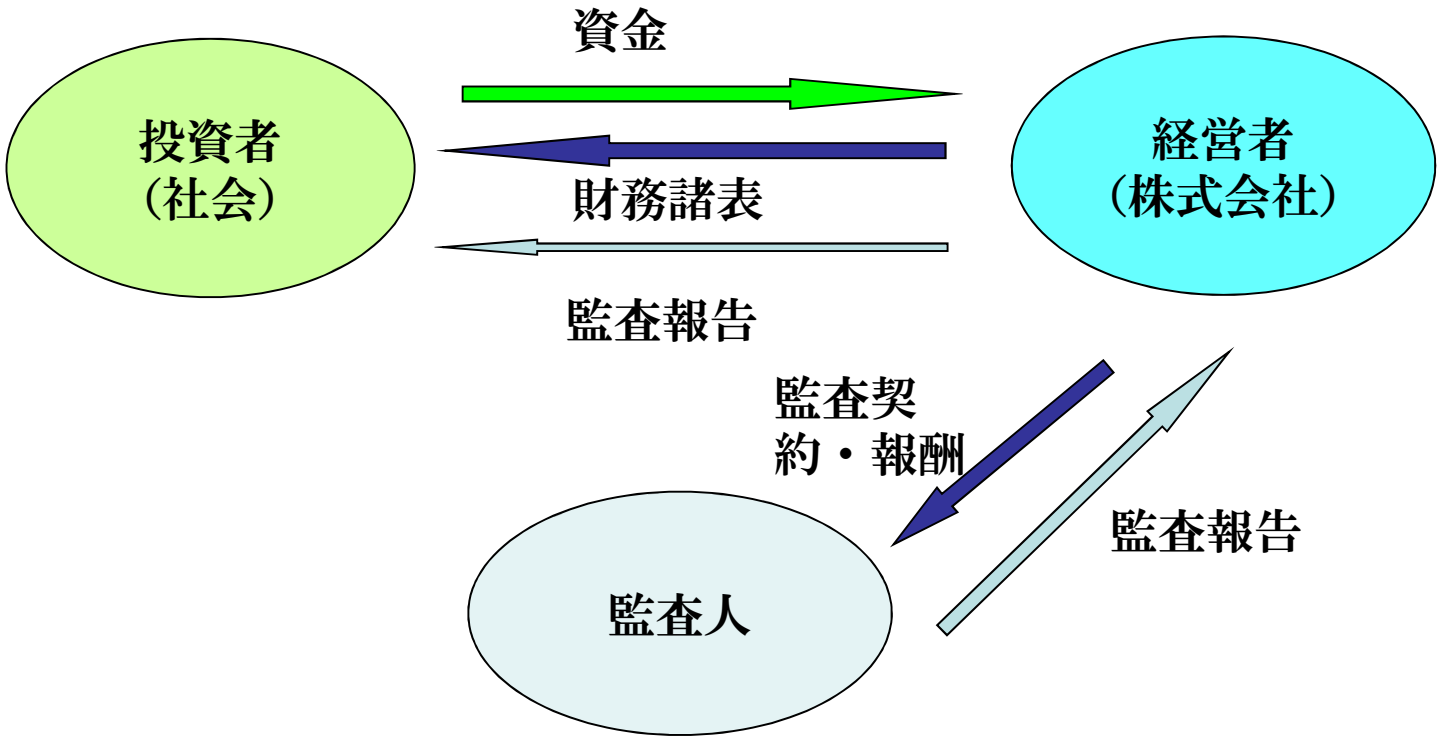

Ⅰ-４　公認会計士の独立性

- 財務諸表の監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、スライド11の構図の中で監査を実施しますから、公共の利益の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（外観的独立性）

Ⅱ　資本市場を支える監査業務

1. 情報の信頼性確保
2. 監査法人制度
3. 監査品質を確保する制度

- 財務情報開示制度を含む企業開示制度や投資者保護の必要性については、12月7日及び14日の講義で扱われたかと思います。ここでは、制度の意義や概要についての説明は省略します。

Ⅱ-1　情報の信頼性確保

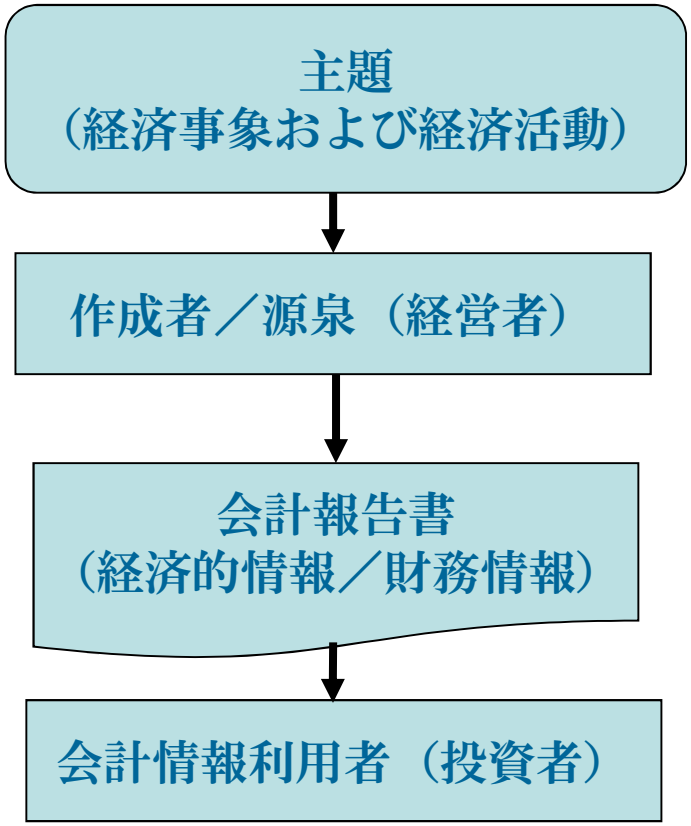

投資者（株主等）は、次の２つの判断をする必要があります。

① 情報内容の解釈

② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、1982年、18頁。用語を一部追加。

Ⅱ-1　情報の信頼性確保

- 財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、情報の質（信頼性）を判断することができるでしょうか？

Ⅱ-1　情報の信頼性確保

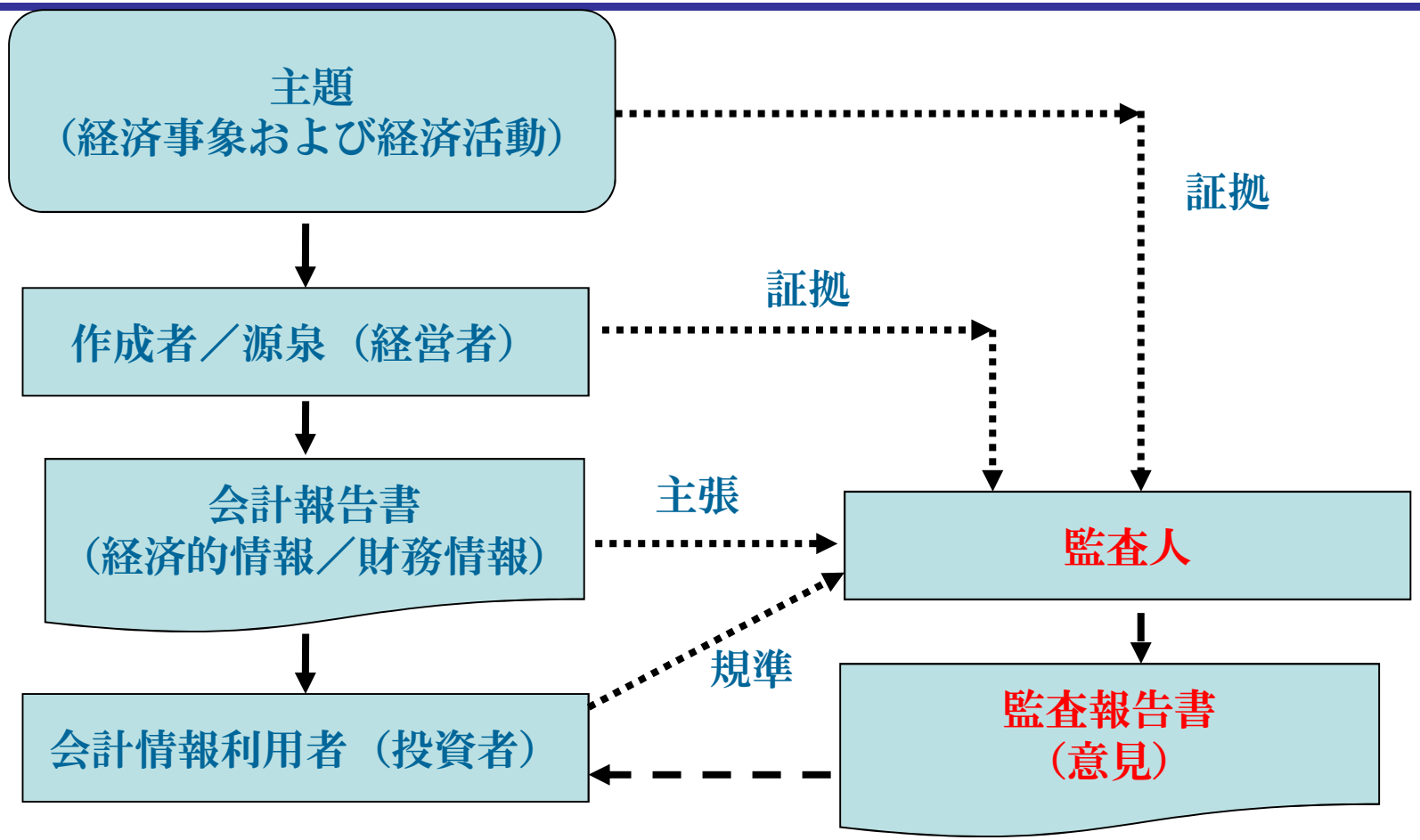

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、1982年、22頁。用語を一部追加。

Ⅱ-1　情報の信頼性確保

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。

Ⅱ-1　情報の信頼性確保

- 投資者等が公表された財務情報に信頼をおいて意思決定できるのは、公認会計士が財務諸表の監査を通して情報の信頼性を確かめているからです。
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っています。
- 公認会計士は、経済社会における基盤として、公共の利益に貢献しているのです。

Ⅱ-2　監査法人制度

- 監査対象である会社等が大規模化・多角化すると監査人側も組織化する必要があります。そのため、今日、ほとんどの上場会社の監査は、大規模な監査法人によって実施されています。
  - 監査法人とは、財務書類に関する監査業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。

Ⅱ-2　監査法人制度

- 　グローバルに事業を展開する会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
  - 　監査法人の状況については、『監査事務所検査結果事例集』に参考資料として添付されている『監査事務所の概況』をご覧ください。公認会計士・監査審査会のページからダウンロードできます。

Ⅱ-2　監査法人制度

図表Ⅲ－１－２＜監査法人別上場被監査会社数（単位：社）＞

大手監査法人	2,656
準大手監査法人	397
中小監査事務所	577
合　　計	3,630

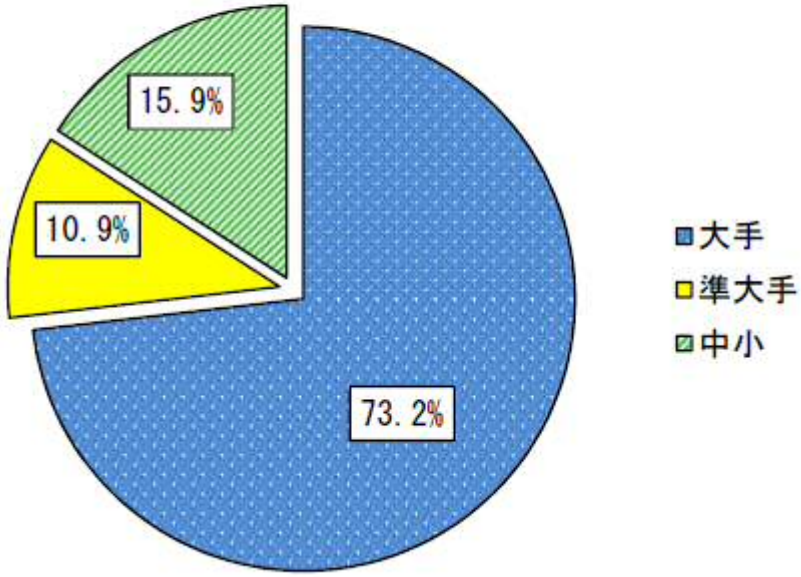

公認会計士・監査審査会『監査事務所の概況』2016年7月、22ページ。

Ⅱ-2　監査法人制度

図表Ⅲ-１-３＜監査法人別上場被監査会社の時価総額（単位：百万円）＞

大手監査法人	484,655,522
準大手監査法人	25,563,182
中小監査事務所	19,948,289
合　　計	530,166,993

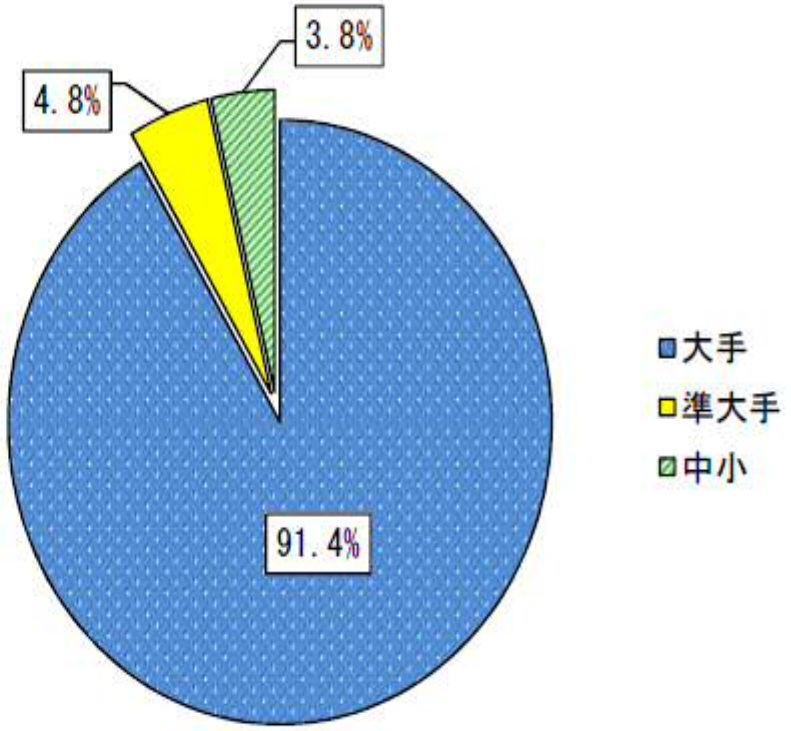

公認会計士・監査審査会『監査事務所の概況』2016年7月、22ページ。

Ⅱ-3　監査品質を確保する制度

- 投資者等が財務諸表の監査に信頼をおくことができるためには、監査の品質が一定水準以上に保たれなければなりません。
- 監査の品質を確保するため、公認会計士や監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を遵守して監査を実施するように要請されています。
  - わが国では、企業会計審議会が「監査基準」を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。
- 監査法人は、監査の基準を遵守して組織的に監査を行うため、品質管理態勢を整備・運用しています。加えて、重層的に品質管理をチェックする制度が構築されています。

Ⅲ-3　監査品質を確保する制度

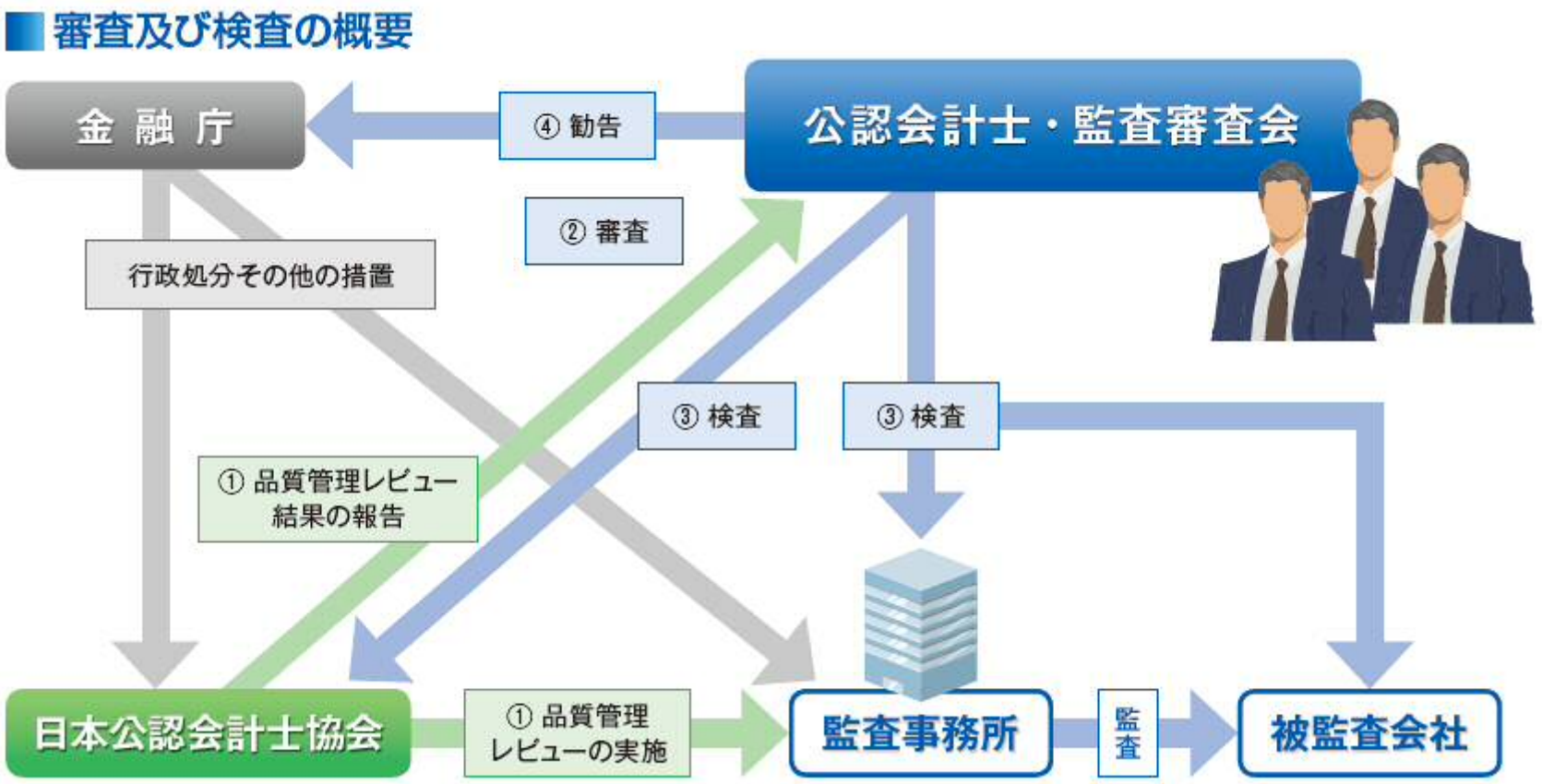

公認会計士・監査審査会　パンフレット　5頁。

Ⅲ　拡大する公認会計士の活躍領域

1. 求められる会計人材
2. 監査法人の中で
3. 株式会社等の組織の中で
4. 独立した職業人として

Ⅲ-1　求められる会計人材

- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者も、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、最も必要とされる会計人材です。それだけに、公認会計士は、社会の中で、いろいろな役割を果たすことが期待されています。

Ⅲ-2　監査法人の中で

- 監査業務
  - 法定監査＝金融商品取引法に基づく監査や会社法に基づく会計監査人監査のほか、学校法人監査や労働組合監査など、その範囲は広がっています。一定規模以上の医療法人や社会福祉法人にも導入される予定です。
  - 任意監査＝システム監査や情報セキュリティ監査なども行っています。
- 税務業務
- アドバイザリー業務
  - 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、税務業務を行う法人やアドバイザリー業務を行う法人を設立しています。

Ⅲ-3　株式会社等の組織の中で

- 会計・財務・経営企画等の担当者
- CFO（最高財務責任者）
- 監査役等、またはそのスタッフ
- 内部監査担当者
- 内部統制構築・推進担当者
- （金融機関等での）融資業務担当者

Ⅲ-3　株式会社等の組織の中で

- 会計基準に精通した公認会計士は、会計や財務の担当者として、即戦力になります。
- 豊富な監査経験を持つ公認会計士は、監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
- 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
- 組織の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。
- 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。

Ⅲ-4　独立した専門職業人として

- 独立開業
  - 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業し、税務業務、監査業務、会計アドバイザリー業務等を提供している人も数多くいます。
- 社外役員
  - 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 大学等の教員
  - 大学・大学院の専任教員に就任する公認会計士も多くなっています。
  - 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

Ⅳ　公認会計士になるには

- （参考資料）「目指せ、公認会計士！」参照。
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の適切な実施を担う機関です。
- 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。
- 公認会計士試験合格者の多くは、まず、監査法人に就職しています。

Ⅳ　公認会計士になるには

図表Ⅰ－１＜公認会計士登録者の数の推移（単位：人）＞

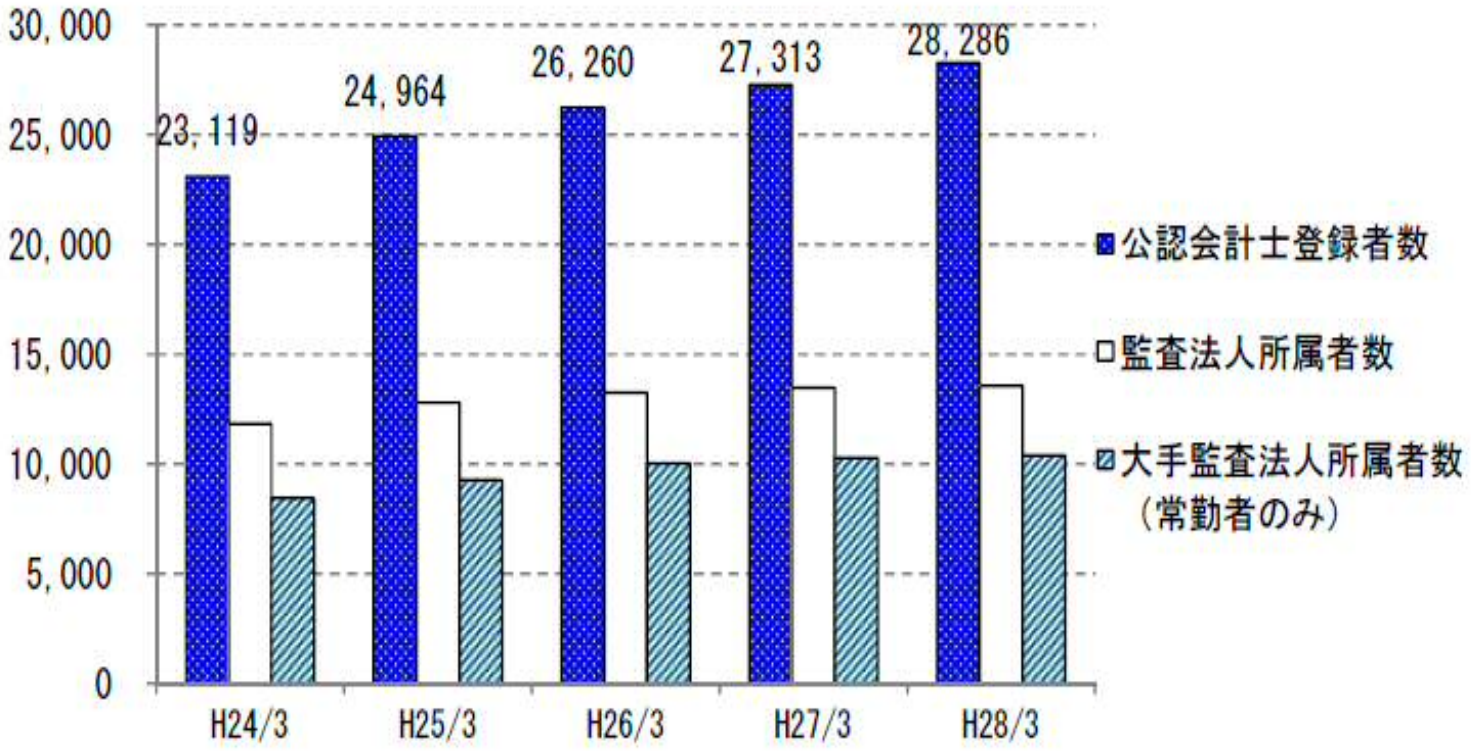

公認会計士・監査審査会『監査事務所の概況』2016年7月、8ページ。

おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた大変重要な社会的役割です。
- 今日、多様な組織体が公認会計士を必要とするようになっています。

おわりに

- 公認会計士＝監査人ではありません。Ⅳで述べたように、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識や経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

ご清聴ありがとうございました

充実した大学生活を
送ってください